

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住支援金に関する報告又は立入調査について、茨城県及び大子町から求められた場合には、それに応じます。

- 2 次に掲げる場合には、大子町わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付決定を受けたことが判明した場合
全額
 - (2) 申請日から3年未満の期間に、大子町から転出した場合 全額
 - (3) 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合 全額
 - (4) わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合 全額
 - (5) 申請日から3年以上5年以内に大子町から転出した場合 半額